

## 福井市監査告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年12月28日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	滝	波	秀	樹
福井市監査委員	今	村	辰	和
福井市監査委員	下	畑	健	二

### 1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

### 2 監査の対象

#### (1) 対象所属等

商工労働部

観光文化局

おもてなし観光推進課（国際室）、文化振興課（一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所）、自然史博物館及び郷土歴史博物館

農林水産部

林業水産課（有害鳥獣対策室）及び中央卸売市場

#### (2) 監査範囲

令和元年度及び2年度（令和2年4月から同年8月末まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

### 3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

#### 4 監査の実施内容

##### (1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

##### (2) 監査の実施期間

令和2年10月7日から同年12月10日まで

#### 5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

##### (意見)

都市公園内の公園施設である愛宕坂茶道美術館における電柱及び支線について、福井市都市公園条例に基づかず、福井市財務会計規則に基づく手続により許可していた。また、福井市行政財産の使用料に関する条例に規定する使用料を設置者から徴収していた。

今後は、愛宕坂茶道美術館等のような有料公園施設等について、都市公園法、福井市都市公園条例、各有料公園施設に関する条例等の関係法令の適用関係を明確に整理し、適正な事務処理に努められ

たい。

【商工労働部観光文化局文化振興課】

都市公園内の公園施設である自然史博物館におけるアンテナ及び無線設備等の設置について、福井市都市公園条例に基づかず、福井市財務会計規則に基づく手続により許可していた。自動販売機の設置については、公募による貸付を行っていた。また、アンテナ及び無線設備等設置の使用料については、福井市行政財産の使用料に関する条例に規定する使用料を設置者から徴収していた。

今後は、自然史博物館のような有料公園施設等について、都市公園法、福井市都市公園条例、各有料公園施設に関する条例等の関係法令の適用関係を明確に整理し、適正な事務処理に努められたい。

【商工労働部観光文化局自然史博物館】